民事信託ってどんな制度？

2007 年に信託法が改正されて、とても使いやすくなりました。

父の不安

私が認知症になったら、財産管理や家族の生活はどうなるのだろう。財産は凍結されて動かせなくなると聞いたことがある。そうなると家族に生活費などを渡してあげられなくなるのだろうか。孫の教育費も援助してあげたいと考えている。自分の財産を息子に預けることができるらしいが、本当にできるのだろうか。

これまでの信託法が 48 年ぶりに改正されて、自分の財産を信頼できる家族や第三者に預ける（信託する）ことができるようになりました。一定の条件を満たせば贈与税は課税されません。大きな利点です。

この制度を利用すると、認知症になった場合でも家族（息子など）に預けた財産は凍結されることなく、本人の希望する財産の管理や使い道などの実現が可能になります。

※裏ページに、さらに詳しく説明していますのでご覧ください。

新しい信託法
家族が財産管理を
行う事も合法に
なりました。

民事信託の活用 —— 認知症対策 ——

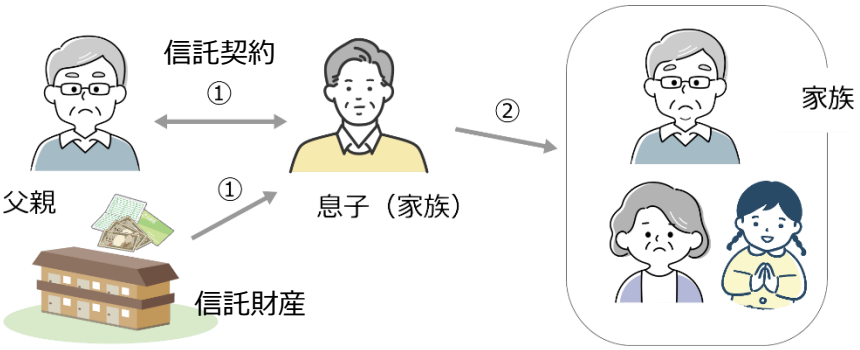

① 父親は息子（家族）に将来家族のために必要となる程度の財産を預ける（信託すると言います）。
信託された財産は、父親が認知症になって後見人がついても、後見人の管理下に入りません。
② 息子は、信託契約の内容通り、父親も含めた家族のために必要な費用を支払います。父親の代わりに様々な契約なども代行します。※ 信託契約書の作成は当相談所、弁護士、司法書士が行います。

そのほか民事信託の活用場面例

☞ 親なきあと問題 ▷▷ 障害のある子を持つ親の高齢化が進んでいます。親が亡くなったあと、障害者が悪意のある人に財産を騙し取られることを防ぐため、民事信託を利用します。

☞ 子どものいない夫婦間の相続対策 ▷▷ 相続財産は先に亡くなった方の兄弟姉妹が 1/4。その後、後で亡くなった方の兄弟姉妹が 100%と、遺産分割割合が極端に偏る場合があります。民事信託で希望通りの遺産分割割合にします。

☞ 自営業者の家族のための財産保全 ▷▷ 自営業者は事業のための借入金の保証人になっていることが多く、万が一経営破綻した場合、財産は差押え、競売などの処分を受けることがあります。民事信託を活用することで、家族への経済的影響を最小限にします。（倒産隔離機能）

☞ パートナーシップ支援信託 ▷▷ 各自治体では、婚姻関係にないカップルを支援する条例を制定するケースが増えています。お互いに末永く共に暮らしたいと望んでいても、パートナーの病気や介護、死亡などを想定すると、財産をお互いが管理し合えるような準備が必要になるかもしれません。民事信託利用することで、これを可能にします。

商事信託と民事信託 ⇦ POINT

改正前の信託では、信託財産を管理するのは、国が許可した法人（信託銀行や信託会社など）のみでした。財産を預ける人も預かる法人も、お互いに収益を期待します。この信託のことを商事信託と言います。一方で改正後の信託法では、一定の目的をもって個人間で信託契約を締結することが認められました。これを民事信託と言います。家族間で締結する信託を特に家族信託と呼んでいます。

NPO 法人民事信託普及協会
秋田県北秋田市阿仁水無上岱 64-2
TEL 0186-84-8044

NPO 法人しらかみ終活相談所
秋田県能代市万町 6 番 32 号
TEL 0185-74-6461